



〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目8番2号 赤坂たん熊ビル
TEL.03-3586-2501 E-mail:info@klu.jp

職場を守り 確かな未来へ

第55回 定期大会

国際労働組合は、第55回定期大会を2020年10月19日(月)、千代田区・全日通霞が関ビルにおいて、中央執行部11名、会計監査3名、支部長執行員11名、中央委員8名、代議員50名の出席で開催しました。なお、本大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、会場の人数制限と時間短縮を行い、様々な感染対策を行ったうえでの開催となりました。司会の金久保支部長執行員(東雲)の議事進行により、大会運営委員長の開会宣言に始まり、国際労働組合歌高唱、資格審査発表、議長団選出、書記任命、議事日程発表と続き、北里中央執行委員長挨拶、祝電披露の後、2020年度活動報告、2020年度会計報告・同会計監査報告を行い、承認されました。

昼食休憩後、2021年度運動方針、2021年度予算及び火災共済規定第24条に関する件を提案し、全会一致で原案通り可決しました。その後、第28期の本部役員が登壇し、北里中央執行委員長による執行部代表挨拶があり、最後に参加者全員による力強い「突き上げ」を行い、第55回定期大会は成功裡に終了しました。

北里中央執行委員長挨拶

本日は第55回定期大会へのご参加、たいへんご苦勞様です。

未曾有の新型コロナウイルスによってこの業界も未だに大きな打撃を受けています。本日の定期大会開催にあたり、ここまで「書面開催」も含めて長い時間をかけて検討を重ねて参りましたが、労働関係法令に則り、組合民主主義を担保していくため、同時に参加する皆さんの感染防止を最優先に従来の形式よりも大幅に縮小した形ではあります。開催を判断しました。本日出席された代議員の皆様にはこうした判断にご理解をいただいたことについて、改めて感謝を申し上げます。

本来であれば、ここで世界の情勢から国内経済や政治の話をして、業界の話と国際自動車を取り巻く環境などを細かくお話したいところですが、議事次第にもあるように規模の縮小に加え、スケジュールも、時間の形をとっており、重要など、目的を絞ってお話しさせていただきますので、ご了承ください。

世界中で蔓延が続く、新型コロナウイルスは2020年10月16日現在で、既に感染者約3,900万人、死者は100万人を超え、二進三退が続く日本でも感染者92,000人、死者1,650人となっています。

世界各国で経済が落ち込み、人々の生活に大きな影響が出ているわけですが、これから我々は「ウイズ・コロナ」の時代に突入し、進んで行かなければならない状況と言えます。9月に新しく誕生した菅政権は「安倍政



北里中央執行委員長



司会：金久保支部長執行員(東雲)



小田切議長(品川)



山本副議長(東雲)



森田書記(羽田)



小松書記(丸の内)



春日部書記(品川)

議長団

権の政策を踏襲する」と言っていますが、これまでのアベノミクスの成果は「大企業優遇のみ」と言っても過言ではなく、実態は「年金減額」「介護保険の負担増」「消費税増税」など、結局は国民に負担を強いてきた内容ばかりが目につく状況です。

肝心の菅首相は安倍前首相以上の「新自由主義者」ですので、この業界にとって最も深刻と言われ続けてきた「規制緩和」に再度、「力を入れる」と自らも強く宣言しています。

同時に、政治家でありながら「公助」ではなく「自助」を優先する「自己責任社会」を堂々と打ち出し、引き続き「規制緩和」による大企業優先の政策を進めていくと同時に、医療制度の改革やコロナ対策による支出の回収で増税を仄めかすなど、我々国民への負担は一層増えていくのだからと危惧しています。

また、昨年のこの席上で「全国の約半数のタクシードライバーの運賃改定に際し、法律に則って手続きをしたにも拘らず、所管(許可)する国土交通省以外の省庁の横やりによってストップがかかった、極めて深刻で異常な事態だ(結局は「内閣府」だったと言われている)」とお話ししましたが、菅首相自身が官房長官時代から数々、マスコミで報じられてきたように、「三権分立」を無視するかの如く、「全てコントロールしている」状況を結果として示唆していたことになりました。

小泉政権時代から続く「規制緩和」路線は、全ての産業に馴染むものではない、ここは十数年で立証されてきたもの、今ここで安倍政権を引き継いだ新政権は再び「規制緩和」を政策の柱に据えており、官僚人事とマスコミを手中に収め、大企業に恩恵を与えて支配下に置き、お友達企業へは利益を与え

るその一方で、国民一人一人にますます負担を強いられる状況は「個人の力」では太刀打ちできないほど、大きな力を持っている」といわざるを得ません。こうした状況に対してモノが言えるのは憲法と各種労働法によってその存在を認められている「労働組合」しかないというのが正直なところではないでしょうか。

いずれにせよ、現政権の方針はこの業界にとっては特に厳しいものであり、加えて新型コロナウイルス蔓延による打撃は業界存続の岐路に立っていると見ても過言ではありません。

一方、これからの「ウイズ・コロナ」の時代においても医療介護関係者の皆さんなどと共に社会インフラの一つとしての役割を發揮し、今後も国民生活を支え続けていく「エッセンシャルワーカー」としての存在を、しっかりと会社だけでなく社会に再認識してもらわなければならぬと強く感じておりますし、従事する皆さんにも誇りを持っていただきたいと思っております。労働組合としてはこの業界共通の「取り組むべき問題」として全国規模の産業別労働組合(我々は全中労)の運動の中で全国的に展開できるように今後も他の産別組合と話し合いを続けていきます。

続いて、国際自動車と国際労働組合の「労使」についても少し触れなければなりません。昨年からはじめた「働き方改革関連法」によるこの業界特有の問題というか、労働者側の問題として障壁がいくつも存在しています。

労働時間と賃金が直結しているこの業界は、新しい法の趣旨に則ると「休日が増えること」や「労働時間を抑制すること」の一方で生活に影響を与えます。

ただ、「社会の流れに逆らうことは非常に難しく、当然に企業内の労使だけでは解消できない問題でもありません。しかしながら、法令遵守の大前提の中でこれからの「働き方と働きせ方」をどうしていくかが企業内の労使に問われており、繰り返しますが既に概念やこれまでの慣習に囚われてはいても前進はできないばかりか、想像しなかったこのコロナ禍でこれらに対する対応が急がれているのが現状です。

こうした環境の中で、本日午後から提案をいたします運動方針アクションプランについては数年來「コンプライアンスの実践」による職場を守る取り組みを第一に掲げています。皆さんの中には「何故こんなにコンプラ、コンプラ言うのだろう」と感じている方も多くかと思えます。公共の道路を利用した事業を許可されている国際グループが、この業界を代表するブランドである以上、社会的責任の達成は全社員・全組合員の使命であることは言うに及びませんが、それ以上に労働組合の取り組みとして「コンプライアンスの実践」を最初に掲げることについては、2009年9月12日の「事業許可取り消し」の話しをさせていたなければなりません。

現在、会社の掲げる「コンプライアンス憲章」も「9/12安全宣言日」も全てこの不幸な出来事から始まっていますし、これまで様々な会社施策の根底には全て「コンプライアンス」が存在しています。

この全国紙・TVで報道された「国際自動車事業許可取消」の話は毎年させていたたいのですが、今年「2009年9月以降の入社」の方が約4,000名と組合全体で76%を超え、タクシードライバーにおいては実に84%となっており、既に組合員全体の4人に3人の方がご存知ない話となっています。

今年に限っては時間の関係から内容には触れませんが、「どうして事業許可取消になったのか」「その後「会社」労働組合はどのような取り組みをして短期間で事業をここまで復活できたのか」など、お手元の活動報告など是非ともご確認いただき、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今後の流れについてお話ししますと新型コロナウイルスの影響はその収束を待たずに新しい世界での「新たな生活様式」へと進み、社会の常識や商慣習が大きく変化しているだけでなく、個人の意識・常識が変化する過程で、労働者の集団である企業内労働組合が既に概念にのみ捉われていては企業自体の衰退を招くことは必至であり、これまでの常識を超えた領域で労使による「新しい働き方と働きせ方」の実現を迫られていると言えるのではないかと先ほどもお話ししま

した。

既に、皆さんご存知の「米田・ツイーター社」では、永久在宅勤務可能を謳いだすなど世界的に「在宅勤務」化が加速し、日本でも未だに大手企業や通信・IT関連企業では在宅勤務の割合が減ることは無く、またメガバンクの一部では副業や子供の通学・介護などを見据えた「正社員の週休3日4日（基本給80%・60%）制度」の導入など「働き方」は徐々に変化しており、「全ての業種・企業で」と言うわけではありませんが、今後も大企業を中心にこうした動きは加速する

とともに当然、関係する企業や業界もその影響を受けることとなります。特に我々、労働集約産業として「労働力」は企業収益に直結する問題であり、採用面の強化と雇用の維持のために働く環境の整備は重要課題であり、労使問わず日々取り組んでいかなければならない問題です。同時に高齢化社会の中で、社員の健康面に関する政策は年々厳しさを増しており、国策として全ての企業に課されている「社員の健康面の見える化」に向けた取り組みは企業収益にも様々な影響を及ぼしますが、引き続きウイルス感染から乗客と社員を守る取り組みと共に「従業員の健康確保」の取り組みは業界を代表する企業の労使として、最優先課題の一つと言えます。

具体的には、「長時間労働の抑制」に始まり「休日の在り方」、「介護や育児と賃金の両立」、ハイヤーやタクシーにおける「短時間の勤務やフレックス制導入」、内勤職においても職種によっては「在宅勤務」の本格導入や同じく「短時間勤務制」のほかに、「資格取得支援制度」など労働力人口減少の対策としても多様な働き方環境の構築を見据え、同時に社員の健康に関する施策は「働きやすい職場」が数値化されていく中で、今後の採用面でも大きく影響することになりますので、今後は労使による協議と適切なルール変更が重要となると考えられます。

また、国際自動車労使としてはこの7月に行った会社の大規模な組織改革に沿った形で、未だコロナ禍ではありますが部門単位の改革を現在進めています。ハイヤーでは、労基署の是正勧告を受け、数年前から着手しています。長時間労働の抑制を優先し、既にほぼ全ての顧客企業にコンプライアンスを柱とした会社の新たな改革に理解をいただいております。これまで長く続けてきた支店での運用と乗務社員の「働き方」の改革を目標として新たなダイヤシフトとそれに伴う賃金まで見直ししていくため、現時点で労使による検証段階まで進んでいます。

タクシーでは、長時間労働の面では特に問題ありませんが、企業としての「稼働と売上」「休日や有給休暇」の問題は、企業の収益と乗務社員の賃金に直結する問題であるため、労使による検証と研究は日常的に行っています。

また、現在も行っている様々な会社施策・アプリの利用促進や実証実験は、新しい交通社会への投資であり、同時に日車管収向上への投資でもあります。こうした施策について、まだまだ一部の乗務社員で理解が足りない点があると私自身も感じています。特に最近では、タクシー車両全車に感染拡大防止として「遮蔽カーテン」を設置しましたが、これに対して一部の乗務社員から「乗客の声が聞き取りにくい」や「圧迫感を感じる」などといった批判的な話も聞かれています。ですが、そもそも「遮蔽カーテン」は乗客と乗務社員の感染防止という大きな目的のほかに、現在の利用数減少に際して国交省と全タク連、産別労働組合がそれぞれ「タクシイがいかに安全な乗り物か」を社会に訴え、同時に日車管収を向上させる努力を続けている状況を理解していない、若しくは説明が不十分という点について強い憤りを感じ、残念でなりません。

今後はこうした点についても会社に対して「よりしっかりと説明」の働きかけによってそれぞれの職種・職域で理解し、進めていく事と共に労働組合的にも「労働条件向上のための施策」については今まで以上に積極的に発信をしていかなければならないと考えています。

バス部門は皆さんご存知の通り、大型観光バス事業が特に大きな打撃を受け、東京地区での足立営業所閉鎖に伴い、事業規模を縮小した中で、多くの皆さんが職種変更などをしてグループ含めて残っていたことには大変うれしいことですが、残念ながら少なからず会社を去ってしまった仲間もいます。現在も、京都・大阪の営業施策展開について随時、会社と協議等を進めておりますが社会や業界の動向を的確に捉え、労組としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

「テレワーク」の導入が続きことにより都市部の地価や空間の価値が下がるだけでなく、大企業を中心に郊外・地方都市に事業を分散して都市部の就労人口が減少し、当然我々の市場も萎んでいくこととなります。

国際自動車グループとしては、近未来の「新しいデジタル交通社会」構築の過程で、ハイタク事業にバス事業を含めた「総合旅客運送事業」としての多様性と「高いスキルを持った乗務社員による高品質のサービス」を社会に広く知らしめて、その利便性やkmブランドの信頼性を最大限に活かす戦略こそが混沌とした社会での「活路」と言えるものであり、反面、社内常識がいつまでも「ハイヤーはハイヤー、タクシーはタクシー」など部門毎の都合を主張していたのでは、「時代運の企業」と取り残されるだけであり、社会の変化や技術の進歩による新たな商品やサービスの出現、競争によるさまざまな課題への対応を全従業員で理解し、横断的かつ柔軟に進めなければ企業として生き残れないばかりか、同時に私たちの労働条件や賃金を守っていくことはできません。

このように「働き方」の多様性が否応なしに求められる中で、一つの例として国際自動車には「km個人タクシイ」という制度があります。この制度は、従来の「個人タクシイ開業」という道に加え、「kmブランドの価値向上を担ってきた乗務社員のスキルを当社の看板のまま活かす方法はないか」と様々な検証の末、国際労働組合が国際自動車に提案し2016年から実現した業界でも未だ唯一の制度であり、先日7人目と8人目が誕生しました。

組合からの提案である証拠に、km個人開業にあたっては、国際労働組合が「生涯生活構想」として長くアクションプランで掲げている組合OB会であるKLUフレンドリークラブへの加入が必須条件となっています。KLUフレンドリークラブは、当社を卒業した後も加入していた労働組合のメンバーシップを継続して利用できるという「生涯を通じた」おつきあいをしてもらい、代わりに文休行事等の参加を通じて先輩方の経験や知恵をフィードバックしてもらおう事を目指して発足しています。



参加者全員による力強い突き上げ

紹介したのは一例ですが国際労働組合では、コロナに関係なくこれまで常に時代に沿った中で、提起・提言を行いながら、生涯にわたる組合員の生活の維持・向上のため、業界を代表する労働組合の責任として積極的かつ柔軟な取り組みを行ってきております。ですが、予測が立てにくいこれからの社会の中では今以上に組合員一人一人がそれぞれの職域において技術を研鑽し、組織の「結束力」を強固にし、組織として企業内の労使関係のみならず社会・業界に対してもしっかりとした「力」が発揮できる土壌を守っていかねばならないと考えています。

しかしながら、組合員の皆さんが集まる諸会議、KLUフェスティバルや文休行事は今後しばらく、開催にあたってその都度、感染リスクを考慮した十分な議論を要します。一方で、業界内での政策制度に対する活動や会社との協議、そこに続く諸会議といった活動はなかなか見えにくいものではありますが、継続していかねばなりませんので、こうした労働組合の運動・活動を組合員各位の高い見識で様々な場面において、ご意見をいただくと共に、引き続きのご理解をお願いしたいと思います。

最後になりますが、改めてこの後審議いただく「2021アクションプラン」と「予算案」を通じ、引き続き「コンプライアンスの実践」、「kmブランドの向上」などを、現実3部門だけでなく内勤部門の皆さんを含めた全組合員で共有し、会社の施策に対しては労働組合の持つ機能の一つ「チェック機能」をしっかりと発揮しつつ、必要に応じて更なる「提起・提言」を行い、「守るべきブランドの誇り」と「時代に沿った変革」を着実に実行しながら、厳しい環境が続きますが組合員の労働条件の維持・向上はもとより、新しい社会の中でも安心して働くことのできる職業・職場であり続けるための運動を継続し、新しい時代に向かって努力して参ります。

お集りの代議員各位の更なるご理解とご協力、そして活発な議論をお願いし、代表の挨拶とさせていただきます。

2021 アクションプラン

- ### 法令遵守(コンプライアンス)、安全マネジメントの実践による職場を守る取り組み
- 関係法令を正しく理解し、運用できる体制づくりに取り組みます
 - 法令遵守に向けた諸課題に取り組みます
 - 無事故・無違反に向けた労使の委員会で取り組みます

- ### kmのブランド力強化に向けた取り組み
- kmのブランド力強化に向けた諸課題に取り組みます
 - 必要に応じて提起・提言を行います

- ### チェック機能(経営・営業・労務)強化への取り組み
- 引き続き現行の労務体制と、法令遵守の下に効率経営の在り方を点検します
 - 各会社とそれを統括している国際自動車との連絡事項あるいは意見・要望が的確に伝わる環境づくりに取り組みます
 - 「働きがい・やりがい」のある環境づくりに取り組みます

- ### 国際グループにおける労働環境の取り組み
- 永年築き上げてきた「労使生存共同体」の精神をもとに、労働諸条件の維持・向上に向けて取り組みます
 - 会社施策の諸課題に取り組みます
 - 従業員持株会の運営に取り組みます
 - 株式占有率向上に取り組みます

- ### 経済要求の取り組み
- 年間賃金の増額に向けて、職種の実情に合わせて2021生活総合改善のなかで取り組みます
 - 全部門で労使が進める改革の推移状況に応じ、協議または要求を行います
 - 期中成果配分は労使合意する新ルールに基づき要求します
 - 継続しているハイヤー部門、バス部門、内勤部門の2020年度下期臨時給協議を行います
 - 諸制度については、各部門で必要に応じて通年で取り組みます

- ### 期待と親しみが持てる運動への取り組み
- 組合員の期待感・要望など諸会議を通じて運動に反映させるよう努力します
 - 家族や仲間と楽しめるKLUフェスティバル(国際労働組合の祭典)を開催します
 - 文化・体育・サークル活動の充実とともに、趣味などを活かした少人数の行事を企画します
 - 若年層および女性組合員を対象とした諸活動に取り組みます

- ### 職場環境の取り組み
- 施設の点検を行い、その改善に取り組みます

- ### 活力ある組織づくりの取り組み
- 中央執行部・支部長執行員の研修を行います
 - 必要に応じて部門を中心とした研修を行います
 - 新組合員セミナーを開催します
 - 必要に応じて専門部を中心としたセミナーを開催します
 - 支部役員研修会を支援します

- ### 組織防衛と情宣活動の取り組み
- 組織防衛は組織対策委員会を中心に活動します
 - 機関紙「KOKUSAI」を発行します
 - 「情宣便り」を適宜に発行するとともに、ホームページを活用し組合活動のホットニュースを伝えます

- ### 組織機構見直しの取り組み
- 組織の点検をし、必要な施策に取り組みます

- ### 福利厚生との取り組み
- 各種施設との提携を促進し、提携施設のPR活動を行います
 - 家族や仲間と楽しめるハーヴェストクラブ、タングラム、スポーツクラブなどのPR活動を継続します
 - 健康保険組合をサポートするとともに新たな取り組みを検討します
 - 「ふるさと協定」を支援します

- ### 定年後の生活構想支援の取り組み
- 労働者供給事業の充実と必要に応じた職種の登録に取り組みます
 - KLUフレンドリークラブに対する支援を継続します

- ### インターネット充実の取り組み
- ホームページの充実に取り組みます
 - 本部・支部間の利用を拡充します

- ### 社会貢献の取り組み
- 温室効果ガス排出削減に向けてカーボンオフセットに取り組みます
 - 新たな取り組みが必要となる場合は適宜に対応します

- ### 専門部の取り組み
- 運動方針・アクションプランにそって活動します

- ### 政策・制度の取り組み
- 全中労の運動を中心に積極的に活動します

コロナ禍における可処分所得増額に向けた取り組みについて

国際労働組合では、新型コロナウイルスの影響により組合員の生活に関わる負担を少しでも軽減するための取り組みとして、3月に中央労働金庫と東京都による超低金利(実質無利子)で生活資金を融資する「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」の周知と各職場における案内をはじめ、4月は組合独自の「生活応援一時金」の支給と緊急特設しました小口貸付制度を実施、9月は中央労働金庫と国際労働組合の協働による「劇的家計改善・借換え応援キャンペーン」の導入を行ってきました。

今回新たな取り組みとして、2020年10月19日に開催した第55回定期大会において

2020年度(2019年8月21日~2020年8月20日)の期間で新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施できなかった文化体育行事等の未執行分を含めた2020年度予算における剰余金を原資として、全組合員の2020年11月と12月の2ヵ月分の本部組合費(本部費)へ充当することを全会一致で可決決定しました。

従いまして、2021年度(2020年8月21日~2021年8月20日)については全組合員より徴収します本部費は2020年11月分と12月分を除く、年間10ヵ月となります。

運動方針の要約

運動の基調

資本主義の先進国であるイギリスにおいて、18世紀後半に誕生した労働組合は、その後全世界に拡大し、国家権力による弾圧や資本家の搾取からの解放を旗印に、労働者の生活向上に大きく寄与し、階級闘争的な意味を持ちながら発展してきた。

しかし、20世紀における資本主義の発展と繁栄は、産業構造の転換、生活・教育レベルの向上など社会機構の変化となつて現われ、国家の繁栄と同時に労働者の豊かさも構築されていった。

これに伴い徐々にではあるが労働組合にも変化が生じ、資本主義先進国である欧米などにおいては組織率が下降の一途をたどり続けている。

日本における労働運動は戦前の弾圧の時代を経て今日を迎えているが、欧米同様に組織率の低下など様々な問題を抱えているのが現状となっている。

先進諸国や日本での労働運動の変遷はまちまちであるが、労働組合の共通する問題点として、経済発展に伴う社会機構の変革、富の分配、豊かさによる階級意識の変化、労働組合に対する

「改革は創業より難しい」という諺があるが、組織は常に時代を先取りした運動が必要であり、そのことが個々人の幸福に結びつくことを確信するものである。

中・長期的運動の指針

1 ゆとりある豊かな生活をめざして

「ゆとりある豊かな生活をめざして」は労働組合にとって永遠の課題であり、国際労働組合の基本方針となっている。

このことは、1992年6月に閣議決定された「生活大国5カ年計画」の「真に国民が豊かさを実感できるようにするには、今後わが国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会のあり方を総点検し、自己実現の機会が十分に与えられた自由の高い社会を実現すべきである」に現れており、政府審議会では

①「経済的要素」②時間的要素③空間的要素④「精神的要素」のおおむね4つの要素から構成される。

る価値観の多様性などが課題とされてきた。なかでも日本では、20世紀終盤におけるバブル経済の崩壊や、急激に進行する円高などにより、低経済成長へと突入り、従来の経済通念が通用しない状況が産業分野を覆い、社会機構や産業構造の急激な転換が始まった。

こうしたことから社会機構の一員たる労働者も労働組合も変化に即した意識改革が必要不可欠となっている。

戦後における労働運動の歴史から見ると、社会構造や経済の変革、さらには産業・企業の実情から、もはや建前では通用しない極めて厳しい時代が到来した。

しかし、厳しい時代であればあるほど「労働組合があつてよかった」と実感できるような、これまでの運動を糧としながらも、労働組合が本来もつていた「要求」「チェック」「共済」「機能を時代に合わせた現実的な取り組みとして適宜させ、明るい未来のために今こそ国際労働組合の基調である「時代に対応した労働運動」の真価を発揮しなければならない。

「改革は創業より難しい」という諺があるが、組織は常に時代を先取りした運動が必要であり、そのことが個々人の幸福に結びつくことを確信するものである。

②生活設計における選択肢が、数多く準備されている状態が「豊かさ」に通じる。としたら、日本経済の構造的な変革期の中で、労働組合運動の根拠にあった「幸福は社会から与えられるもの」との発想を「幸福は自ら創るもの」へと転換する意識が求められる時代となったことを認識することが必要である。このことを出発点として、各段階「ニーズ」に応じた生活(人生)を「豊か」にするための支援テーマを分類整理して、新たな活動を検討しなければならぬ。

また、企業内労使という観点から企業としても、従業員とその家族の「ゆとり豊かさ」を構築しようとする労働組合の努力に對して、労働環境と労働条件の改善に工夫を凝らすことが求められている。これからの企業は、ワークライフバランスを基軸とした「利益のあげ方」と「あげた利益の使い方」が社会に評価される時代となつてきている。

③魅力ある組織づくりと強化

労働組合を充実、発展させるためには、組合を構成する全メンバーが、自分たちの労働組合の仕組みを理解する必要があるが、現実的には難しいことであり、進むべき方向を示す牽引役として、組合役員の仕事が重要さを増し、物事に対する挑戦的な気概が必要となつてくる。

「学習なきところに活動なし」ということを認識し、各種研修会を検討していく。

①本部役員研修会および産業視察の充実
②支部長執行員研修会
③支部長、財務部長、職場委員の研修および育成
④中央委員の研修
⑤専門部長の研修と実践活用
⑥部門の研修
⑦新組合員研修会、各種セミナーの開催など

④まとめと組織防衛

国際労働組合の前身は1946年に結成された。1953年に組織分裂し労働者の対立が続いた後、1966年に何一つ利益をもたらすことのない不毛な時代に終止符を打ち、

⑤総合的労働条件の維持向上のために

日本経済の構造的転換、長期不況などから、企業リストラ合理化が進行するなかで、春闘廃止、年俸制、隔年春闘など、「春闘」の見直しが行われている。

国際労働組合は、1995年に「春闘」から「生活総合改善要求」と改め、自らの生活を支える職場を守り、総合的労働条件・労働環境の維持向上のために、産業環境や企業の実情・実態を踏まえ、この産業での優位性を保ちながら生産性と賃金との整合性を見据えた運動を展開している。

労働集約産業であるが、生産性向上は必須条件であり、労働組合としても経営分析・営業分析などを行い、それらを活かしながら更に生産性向上を目指して、2002年に労使営業会議を設置した。また、「期中成果配分」については労働分配率の出来る新しい方策を検討し、組合員の期待に応えられる経営環境にする事が求められている。

したがって、労働組合の使命である「要求」「チェック」「共済」の機能を十分に発揮しながら、総合的労働条件・労働環境の維持向上に取り組まなければならない。

⑥労働者供給事業

今日、日本は産業・企業・国民生活が成熟過程に入り、労働形態に大きな変化が生じてきている。

また、高齢化社会に伴い、高齢者が社会で活躍する必要性が高まっているもの、リストラや産業の空洞化などによる失業者の増加により、現実的には60歳以上の再就職は大変厳しい状況となっている。

ハイテク・バス産業でも、激変する産業の中で企業が生き残りを図り利用する「ニーズ」の変化にいかに対応できるかが必須条件となっており、勤務形態・労働コストにマッチする労働力の確保が求められていることから、定年後のあり方や生きがいなど、生涯生活構想の重要性が増している。

労働組合や仲間とのつながりを重視するとともに、老後の生きがいに対する援助活動を含め、定年後の業務社員、退職後のガイドを対象とした労働者供給事業の許可を受けて1998年9月18日より事業を開始し、2000年6月に一般業務を含めた5業種が、2004年9月には配車業務などの3業種が追加、2012年5月には新規事業である路線バス乗務社員が追加認可された。

今後も事業運営の充実と業種の拡大、さらに、登録制限の拡大に向け努力していく。

⑦自助年金制度(セルフ年金)

高齢化社会を迎えたなか、厚生年金の支

給年齢が2001年から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられ、現時点での支給開始は原則65歳からとなっている。

なかでもタクシー部門は、賃金体系変更に伴い退職金を清算したことで、定年後における老後の生活に対する不安を抱えていることもあり、企業および金融機関とのタイアップによる自助年金制度の充実を目指し、1997年1月1日よりスタートした。

お悔やみ申し上げます

2020年8月21日
ご逝去されました。
ここに哀悼の意を表します。



東雲支部
岡田 弘一氏
享年56歳

お悔やみ申し上げます

2020年8月21日
ご逝去されました。
ここに哀悼の意を表します。



東雲支部
千葉 祐之氏
享年60歳

⑧労働組合と定年後の生涯生活構想

定年後のあり方や生きがいなど労働組合としての生涯生活構想の重要性が増していることから、老後の生活や生きがいに対する援助活動の検討を深め、実現してきている。

⑨社会に貢献できる労働組合へ

企業内労働者が多い日本では地域問題や国民全体の抱える問題などに対しての取り組みがあまりにならなくなり、社会に対しての貢献が薄れてきているのが現状である。

新しい社会秩序が構成され始めている今日では、労働組合も「社会の中の労働組合」としての取り組みが求められている。

国際労働組合も同様で、自らの条件向上は当然のこととして、併せて社会に貢献出来る取り組みを行っていく。

⑩執行機関

組織機構の改定により、組合業務全般の執行にあたる中央常任執行委員会、中央執行委員会及び大会、中央委員会への提出案などを審議する合同執行会議、また当該職種にかかわる事項について審議する部門中央執行委員会、部門合同執行会議に整理された。

変革する環境のなかで、運動方針・アクションプランに基づき、積極的な活動を行っていく。

2020全中労セミナー



杉本英徳
全中労東海議長
名古屋近鉄タクシー労働組合
執行委員長



行木幸男
全中労東京議長
西武ハイヤー労働組合
執行委員長



後藤寿亜樹
全中労北海道議長
北海道中央タクシー労働組合
執行委員長



北里裕治 全中労議長
国際労働組合
中央執行委員長

全中労(全国中立労組政策推進会議)は、2020年9月3日(木)、味覚糖UHA糖TKP溜池山王カンファレンスセンターにおいて、北海道、名古屋、埼玉、東京より約40名の出席で「2020全中労セミナー」を開催しました。今回のセミナーは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催が大幅に延期されましたが、感染拡大防止のため出席人数も最小限とし、入場時の消毒と検温の実施、また、会場内においてマスクの着用を行っての開催となりました。

セミナー第一部では北里全中労議長より挨拶があり、その後、各地域議長(後藤北海道議長、杉本東海議長、行木東京議長)より、各地域情勢の報告が行われました。

第二部では「改めて働くを考える」をテーマに、過去の全中労や国際労働組合の研修でもお世話になった、旧労働省在籍時は労働行政の最前線で活躍され、退官後は人財育成コンサルタントとして活躍の覚正寛治先生にご講演をいただきました。講演の冒頭では「コロナ禍のなか、労働組合役員として知識を深めておかなければいけない」「休業手当」と政府の「雇用調整助成金」に触れ、わかりやすく解説をいただきました。また、「この10年で日本社会の変化、世界の最大の変化は何か」というアンケートを出席者全員に対して実施し、それぞれの考えを共有しながら「日本の少子化・高齢化による人口減少社会の到来」や「これからの世界は

「改めて働くを考える」をテーマに、過去の全中労や国際労働組合の研修でもお世話になった、旧労働省在籍時は労働行政の最前線で活躍され、退官後は人財育成コンサルタントとして活躍の覚正寛治先生にご講演をいただきました。講演の冒頭では「コロナ禍のなか、労働組合役員として知識を深めておかなければいけない」「休業手当」と政府の「雇用調整助成金」に触れ、わかりやすく解説をいただきました。また、「この10年で日本社会の変化、世界の最大の変化は何か」というアンケートを出席者全員に対して実施し、それぞれの考えを共有しながら「日本の少子化・高齢化による人口減少社会の到来」や「これからの世界は

あえて原点を意識したテーマに、皆さんの真剣な眼差しが印象的でした。

今後の全中労の活動に大いに役立つセミナーとなりました。

「改めて働くを考える」をテーマに、過去の全中労や国際労働組合の研修でもお世話になった、旧労働省在籍時は労働行政の最前線で活躍され、退官後は人財育成コンサルタントとして活躍の覚正寛治先生にご講演をいただきました。講演の冒頭では「コロナ禍のなか、労働組合役員として知識を深めておかなければいけない」「休業手当」と政府の「雇用調整助成金」に触れ、わかりやすく解説をいただきました。また、「この10年で日本社会の変化、世界の最大の変化は何か」というアンケートを出席者全員に対して実施し、それぞれの考えを共有しながら「日本の少子化・高齢化による人口減少社会の到来」や「これからの世界は

規定改定

国際労働組合は、2020アクションプランに基づき規定の改定を行った。
2020年7月22日付提示のハイヤー部門における配車職の廃止及び2020年9月10日付提示のケイエム観光バス(株)における職種追加に伴う会計規定の職種区分変更と併せ、表記の統一を目的とした字句修正に関する改定を、2020年9月25日の第13回合同執行会議にて確認し、同日に開催された第7回中央委員会に諮り可決された。

ページ	条項	現行	改定	備考
37	第11条	1. 各職種の区分は、①ハイヤー乗務社員、②タクシー乗務社員、③バス乗務社員、④ガイド、総合職「⑤1級⑥2級⑦3級⑧4級」、配車職「⑨1級⑩2級」、一般職「⑪1級⑫2級⑬3級⑭4級」、整備職「⑮1級⑯2級⑰3級⑱4級」、⑲役員(会計監査を除く)、⑳その他とする	1. 各職種の区分は、①ハイヤー乗務社員、②タクシー乗務社員、③バス乗務社員、④乗用乗務社員、⑤ガイド、総合職「⑥1級⑦2級⑧3級⑨4級」、一般職「⑩1級⑪2級⑫3級⑬4級」、整備職「⑭1級⑮2級⑯3級⑰4級」、⑱役員(会計監査を除く)、⑲その他とする	配車職の廃止及びケイエム観光バス株職種追加に伴う職種区分変更
39	第20条	一般会計における年度剰余金及び年度繰越金は、支障のない限り中央執行委員会の判断により、一般会計特別積立金に繰り入れることができる。	一般会計における年度剰余金及び年度繰越金は、支障のない限り中央執行委員会の判断により、一般会計特別積立金に繰り入れることができる。	字句修正(表記の統一)
	第21条	一般会計特別積立金は必要に応じ中央執行委員会の判断により、一般会計へ繰り入れることができる。	一般会計特別積立金は必要に応じ中央執行委員会の判断により、一般会計へ繰り入れることができる。	字句修正(表記の統一)
42	第2条	この規定に基づく賃金旅費支給対象者は役員、支部長執行員、書記局職員、議員、その他本部要請を受けて組合業務に従事したものである。	この規定に基づく賃金旅費支給対象者は役員、支部長執行員、書記局職員、議員、その他本部要請を受けて組合業務に従事したものであるとする。	字句修正
49	第6条	貸出しを受けようとする者は、その理由を所属支部長執行員に申し出、支部長執行員、副支部長、財務部長の承認を受けたうえ、組合員の資格のある連帯保証人1名を定め、組合所定書類により申し込むものとする。この場合、当該支部は連帯保証を負うものとする。	貸出しを受けようとする者は、その理由を所属支部長執行員に申し出、支部長執行員、副支部長、財務部長の承認を受けたうえ、組合員の資格のある連帯保証人1名を定め、組合所定書類により申し込むものとする。この場合、当該支部は連帯保証を負うものとする。	字句修正(表記の統一)
55	第8条	組合員で借入れを希望するものは所定用紙に必要事項を記入し、所属支部長執行員を経て委員会に申し込むものとする。	組合員で借入れを希望するものは所定用紙に必要事項を記入し、所属支部長執行員を経て委員会に申し込むものとする。	字句修正(表記の統一)
	第11条	委員会は組合員より所定の手続によって借入れ申込みを受けた場合、申込者の資金必要度、生活状況、勤続年数、返済能力等を勘案し、借入可否を決定する。	委員会は組合員より所定の手続きによって借入れ申込みを受けた場合、申込者の資金必要度、生活状況、勤続年数、返済能力等を勘案し、借入可否を決定する。	字句修正(表記の統一)
57	3. 労金マイブランド極度額 ①勤続年数によりローンの申し込み枠(極度額)を設定する。	3. 労金マイブランド極度額 ①勤続年数によりローンの申し込み枠(極度額)を設定する。	3. 労金マイブランド極度額 ①勤続年数によりローンの申し込み枠(極度額)を設定する。	字句修正(表記の統一)
61	第14条	火災による共済金の給付を受けなかった組合員には、その年度中の本人掛金の半額を会計年度終了後すみやかに払戻す。	火災による共済金の給付を受けなかった組合員には、その年度中の本人掛金の半額を会計年度終了後すみやかに払い戻す。	字句修正(表記の統一)
63	第24条	2 この事業の運営に支障のない範囲内で中央執行委員会が判断し中央委員会で決定した場合、この事業の基金を一般会計に繰り入れることができる。ただし、あらかじめ大会の議を必要とする。	2 この事業の運営に支障のない範囲内で中央執行委員会が判断し中央委員会で決定した場合、この事業の基金を一般会計に繰り入れることができる。ただし、あらかじめ大会の議を必要とする。	字句修正(表記の統一)
70	第11条	2. 私傷病による休業 ①欠勤3ヵ月を経過し、なお全治の見込みがなく、引き続き休業を要すると認めた場合は審査の上、下記のランクに分け見舞金を贈る。また、見舞金を支給された休職期間中の者が、復職後2ヵ月以内に同一疾病により欠勤したときは、復職前の期間と通算して支給する。	2. 私傷病による休業 ①欠勤3ヵ月を経過し、なお全治の見込みがなく、引き続き休業を要すると認めた場合は審査の上、下記のランクに分け見舞金を贈る。また、見舞金を支給された休職期間中の者が、復職後2ヵ月以内に同一疾病により欠勤したときは、復職前の期間と通算して支給する。	字句修正(表記の統一)
72	第11条	5. 死亡弔慰金 ⑤…なお、本項における本人の意思の確認方法は、中央執行委員長、福利共済委員長、組合顧問弁護士が本人の意思を確認し、特定の者を受取人することを明記した書面と当該組合員が自署、実印押捺のうえ印鑑証明を添付する。	5. 死亡弔慰金 ⑤…なお、本項における本人の意思の確認方法は、中央執行委員長、福利共済委員長、組合顧問弁護士が本人の意思を確認し、特定の者を受取人することを明記した書面と当該組合員が自署、実印押捺のうえ印鑑証明を添付する。	字句修正
83	第5条	総選挙は大会開催月の3ヵ月前より開始し、10日前までに終了するを原則とし、その結果を大会に報告をしなければならない。但し、そのときの事情により中央委員会の決定を経て執行期日を変更することができる。	総選挙は大会開催月の3ヵ月前より開始し、10日前までに終了することを原則とし、その結果を大会に報告をしなければならない。但し、そのときの事情により中央委員会の決定を経て執行期日を変更することができる。	字句修正
88	第2条	3. 選挙公示文書に掲載する写真は最近3ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽のカラーサービス版(通称)とし、40枚を提出する	3. 選挙公示文書に掲載する写真は立候補届出日前3ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽のカラーサービス版(通称)とし、40枚を提出する	字句修正
91	第15条	前条の手続を行い、労供事業部を経て中央執行委員会が認めたと時からその資格が生じる。	前条の手続きを行い、労供事業部を経て中央執行委員会が認めたと時からその資格が生じる。	字句修正(表記の統一)